

みんなの町内会応援事業

～町内会活動支援補助・町内会加入促進活動支援補助～

鹿児島市では、町内会活動のさらなる活性化と地域の連帯強化を促進するため、「町内会活動支援補助」と、「町内会加入促進活動支援補助」を設けております。

お住まいの地域の町内会の活動をさらに盛り上げるために、助成制度を、ぜひご活用ください。



1. 町内会活動支援補助

1 対象団体 単位町内会、自治公民館、集落等

2 対象活動 **①～⑥の中から2つ以上の活動を選択して申請をしてください！**

①親睦交流活動

お花見、夏祭り、敬老会、運動会、スポーツ大会、ラジオ体操…など



②文化活動

文化祭、十五夜、六月灯、各種講座・教室、おはら祭参加…など



③研修活動

研修会、他町内会の視察、地元を考える会、まち歩き…など



④広報・連絡活動

広報紙作成、回覧文書作成、回覧板作成、ホームページ運営…など



⑤環境美化活動

ごみステーションの清掃、町内清掃、花植え・花壇の管理…など



⑥互助活動

見守り、あいさつ運動、夜回り…など



3 補助率 1/2

4 限度額 10万円

5 申請にあたってのお願い（※P3下欄もご参照ください）

- (1) 補助申請は、年1回で事前申請となります。
- (2) 補助申請した行事等が雨天等により中止となることも想定されますので、年度当初に予定している複数の分野の事業を幅広く申請されることをおすすめします。

⇒⇒次頁へつづく

6 交付対象経費

○会場設営費	○賃借料	○原材料費	○食糧費（※アルコール類を除く）
○会場借上料	○謝金	○印刷製本費	○賞品代
○保険料	○交通費	○消耗品費	など
※1 他の補助金等を受けないものに限る		※2 備品は補助対象外	

○申請内容の実例

科目	購入（支払）するもの	交付対象経費
会場設営費	夏祭りの舞台設営・撤去・電気工事費	○
賃借料	敬老会のカラオケ機器レンタル料	○
原材料費	夏祭りの露店用かき氷の氷・シロップ	○
	餅つき（正月飾り用）のもち米	○
食糧費	球技大会の弁当代	注※1
	町内清掃のあとの飲料代	注※1
	花見のアルコール飲料代	×※2
	運動会の一部役員での反省会経費	×※3
会場借上料	歴史講演会の会場借上料	○
	役員会の会場借上料	×※3
謝金	夏祭りの舞台（踊り等）出演者謝金	○
印刷製本費	「町内会の手引」冊子作成料	○
賞品代・ 記念品代	ラジオ体操の皆勤賞用図書カード	注※1
	敬老会の米寿記念用紅白まんじゅう	注※1
保険料	球技大会の傷害保険料	○
交通費	おはら祭の会場までのバス借上料	○
消耗品費	六月灯の灯籠づくり用和紙・木材	○
	町内清掃の軍手・草刈り機用替刃	○
燃料費	町内清掃の草刈り機用混合油	○
クリーニング代	お祭りの法被のクリーニング代	○



※1 食糧費と賞品代は、1行事・参加者1人当たり各1,000円（税込）以内で、
全部の合計額がそれぞれ、交付対象経費合計額の5割を上限とします。

（食糧費の合計額は、交付対象経費合計額の5割まで。賞品代も同様です。）

※2 アルコール類は補助金の対象となりません。

※3 事前準備（打合せ、練習等）に要した経費、行事・活動終了後の反省会など、
役員等の一部会員に限定した活動に係る経費は補助の対象となりません。

P1の対象活動から2つ以上の活動を選択して申請をしてください！

2. 町内会加入促進活動支援補助

1 対象団体

単位町内会、自治公民館、集落等



引っ越してきたあの人
と一緒に活動したいな

2 交付対象経費・補助率

交付対象経費	補助率
①戸別訪問用チラシや粗品の作成等に要する経費	3分の2
②のぼり旗や横断幕の作成等に要する経費	2分の1

※町内会加入者に配布するものや従事者の日当（謝金）、食糧費は補助対象外。①と②の同時申請可。

3 補助限度額 6万円

4 申請にあたってのお願い（※P3下欄もご参照ください）

- (1) 補助申請は、年1回で事前申請となります。
- (2) 横断幕、懸垂幕、のぼり旗等を掲出する場合、設置する場所により、許可できる広告物の種類や面積が異なります。詳しくは都市景観課【TEL：099-216-1425】にお問い合わせください。



5 本事業の活用事例（※金額はあくまで例です。）

◆◆◆事例1◆◆◆

町内に引っ越してきたお宅に訪問して町内会の加入を勧めたい！

○作成するもの…加入促進チラシ（15,000円）、粗品タオル（60,000円） 合計75,000円

○費用負担…町内会（25,000円）、市補助金（50,000円）

（経費75,000円の2/3を補助）

◆◆◆事例2◆◆◆

のぼり旗や横断幕を立てて町内会のPRや加入呼びかけをしたい！

○作成するもの…横断幕（10,000円）、のぼり旗（20,000円） 合計30,000円

○費用負担…町内会（15,000円）、市補助金（15,000円）

（経費30,000円の1/2を補助）



●補助申請にあたっての注意事項（共通）

- (1) 申請は、町内会活動支援補助・町内会加入促進活動支援補助とも、それぞれ年1回です。活動に着手する前に、市に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

交付申請 → 交付決定 → 物品等の発注・購入

- (2) 交付決定日より前の領収日の領収証は対象となりません。
- (3) 国、県または市から他の補助金を受けて実施する事業は、対象となりません。
- (4) 押印（申請印、請求印）はすべて同じ印鑑（インキ浸透印は不可）を使用してください。
※訂正が生じた場合の訂正印も、同じ印鑑を使用してください。
- (5) ご不明な点等ございましたら、担当課にお問い合わせください。

物品等の発注・購入は、
市の補助金交付の決定を
受けてから！

補助金が支払われるまでの流れ

【申請する団体】

【市役所】

★事業の申請（購入・実施前に提出）★

①交付申請書等の作成

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・予算書 など

市役所へ書類を提出ください。

審査・受理



②交付決定通知書の保管

市役所から「交付決定通知書」が届きます。

決定通知書

必要な物の購入・活動の実施

※交付決定日以降の領収日の領収証が
交付対象となる。



★実績報告（活動の終了後に提出）★

③実績報告書等の作成

- ・実績報告書
- ・事業実績書
- ・決算書
- ・領収証 など

市役所へ書類を提出ください。

審査・受理



④交付確定通知書の保管

市役所から「交付確定通知書」が届きます。

確定通知書

★支払い★

⑤交付請求書等の作成

- ・交付請求書
- ・委任状兼口座
振替依頼書
- ・通帳の写し

市役所へ書類を提出ください。

審査・受理



⑥入金確認

指定口座へ補助金が振り込まれます。

支払い手続き

【お問い合わせ先】

地域振興課（東別館2階）	TEL099-216-1214	谷山支所総務課	地域振興係（2階）	TEL099-269-8403	
伊敷支所総務市民課	地域振興係（3階）	TEL099-229-2111	吉野支所総務市民課	地域振興係（1階）	TEL099-244-7113
吉田支所総務市民課	地域振興係（2階）	TEL099-294-1211	桜島支所桜島総務市民課	地域振興係（1階）	TEL099-293-2346
桜島支所東桜島総務市民課	（1階）	TEL099-221-2111	喜入支所総務市民課	地域振興係（1階）	TEL099-345-1112
松元支所総務市民課	地域振興係（2階）	TEL099-278-2112	郡山支所総務市民課	地域振興係（2階）	TEL099-298-2111